

## ちっご「ふれあいの里づくり」事業実施要綱

地方分権の時代を迎え、地方自治のあり方が問われる時代になりました。地方自治の確立は、住民と地域そして行政が相互の信頼関係を醸成し、それぞれが自立し、かつ果たすべき役割を自覚し、協力しながらまちづくりを進めていくことが重要です。

「自分たちの地域は、自分たちの意思と汗と協力で築く。」これが「市民が主役」のまちづくりの原点です。この精神のもと、ちっご「ふれあいの里づくり」事業の目指すものは、地域住民みんなで地域の課題を発見し、十分な意見交換や議論を積み上げ、地域住民の総意が反映された地域の将来像、その実現に向けた行動と地域民主主義の確立です。このことが、活力ある筑後市の創造の原動力になるものと確信します。

ここに、行政と住民の意識改革と地域民主主義を確立し、「市民が主役のまちづくり」を推進することを目的に、ちっご「ふれあいの里づくり」事業実施要綱を制定します。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民参加の地域づくりを推進するちっご「ふれあいの里づくり」事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治組織 区域内における自治活動を進めることを目的に、筑後市行政区長設置規則（昭和 29 年規則第 2 号）別表に定める行政区長担当区域（以下「行政区」という。）を単位とし、単独の行政区又は複数の行政区で、規約をもって組織されるものをいう。この場合において、その規約に定められていなければならない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 3 項に掲げる事項とする。
- (2) ちっご「ふれあいの里づくり」計画 住民自治を進めるにあた

り 10 年後の望ましい地域の姿を目標（将来目標）として、自治組織の民主的な運営のもとに自主的に定められるもので、その将来目標に向けた 10 年間の行動計画と、そのために必要な地域活動拠点施設等の整備計画等によって構成されるものをいう。

（計画承認）

第 3 条 事業に取り組む自治組織の代表者（以下「代表者」という。）は、地域住民の総意のもとにちっご「ふれあいの里づくり」計画（以下「ふれあいの里づくり」計画」という。）（様式第 1 号）を策定し、市長の承認（様式第 2 号）を受けなければならない。ただし、1 自治組織 1 事業とする。

2 「ふれあいの里づくり」計画の承認を受けた代表者は、その計画に基づく年度計画（以下「年度計画」という。）（様式第 3 号）を作成し、毎年度市長の承認（様式第 4 号）を受けなければならない。

3 「ふれあいの里づくり」計画及び年度計画を変更する場合は、速やかに変更後の計画の承認を受けなければならない。

（委員会）

第 4 条 市長は、事業実施のため次の各号に掲げる者をもって、ちっご「ふれあいの里づくり」委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 助 役
- (2) 総務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 環境経済部長
- (5) 建設部長
- (6) 教育部長
- (7) 公募による市民代表 4 人以内
- (8) 識見を有する者 1 人

2 委員の任期は 2 年とする。

3 委員会に委員長を置き、委員長は互選により定める。

4 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ

指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 「ふれあいの里づくり」計画の審査に関する事。
- (2) 年度計画の審査に関する事。
- (3) 目標達成度評価に関する事。
- (4) その他事業に関する事。

(人的・組織的支援)

第5条 市長は、事業の実施について市の組織をあげて取り組むものとし、「ふれあいの里づくり」計画の策定、「ふれあいの里づくり」計画に基づく住民活動等について、必要に応じて人的・組織的支援を行う。

2 人的・組織的支援は、説明会の開催、自治組織からの相談等に対して行うものとし、地域の会議の進行及び計画立案等は自治組織自らが行うものとする。

(補助等)

第6条 市長は、「ふれあいの里づくり」計画を実施するために必要となる地域活動拠点施設等の整備について、自治組織が事業に取り組んだ年度から平成24年度までの間、予算の範囲内で補助を行う。

2 前項の補助は、「ふれあいの里づくり」計画に基づく住民活動が、計画の期間を通して継続されることが確実と見込まれる自治組織に対して行うものとする。

3 第1項の補助については、他の事業・施策との連携及びその活用に配慮するものとし、市が直接、地域活動拠点施設等整備事業（以下「整備事業」という。）を実施するものと、自治組織が整備事業を実施するものに対し補助金を交付するものとに分けて行うものとする。

4 市が直接整備事業を実施する場合は、自治組織が整備事業を実施することよりも国県等補助事業で市が直接整備事業を実施することが事業推進上有利なときとする。

5 自治組織が整備事業を実施する場合で、当該整備事業が国県等補助事業の要件に合致するときは、当該補助事業の活用に努めるもの

とする。

(補助限度額、補助額等)

第7条 前条第1項の補助を行う場合、市が補助する金額の限度額(以下「補助限度額」という。)は、自治組織ごとに算定するものとし、次に掲げる額を合算した額とする。なお、複数の行政区で組織した自治組織の場合は、行政区毎に算定した補助限度額の合計額とする。

(1) 2千万円

(2) 行政区民の人数に2万円を乗じて得られる額を10万円の位で四捨五入して得られる額

2 前項の補助限度額の算定に必要な行政区民の人数は、「ふれあいの里づくり」計画が承認された年度の前年度3月末日の人数とする。

3 補助の対象となる整備事業(以下「補助対象事業」という。)、経費、補助率等は別表のとおりとし、補助額は補助限度額を限度として第5項又は第6項に定める額とする。ただし、当初の「ふれあいの里づくり」計画承認後の補助額の増額はできないものとする。

4 市長は、前項に定める補助額を複数年度に分けて補助することができる。

5 自治組織が整備事業を実施する場合に、市が補助する金額は次の各号に定める額とする。

(1) 事業費から自治組織負担金を差し引いた額が補助限度額以内のときは、当該事業費から国県等補助金及び自治組織負担金を差し引いた額

(2) 事業費から自治組織負担金を差し引いた額が補助限度額を超える場合で、国県等補助金が補助限度額以内のときは補助限度額から国県等補助金を差し引いた額とし、国県等補助金が補助限度額を超えるときは補助しない。

6 市が直接整備事業を実施する場合に、市が負担する金額は次の各号に定める額とし、当該金額を市が自治組織に補助したものとみなす。

(1) 事業費から自治組織負担金を差し引いた額が補助限度額以内のときは、当該事業費から国県等補助金及び自治組織負担金を差し

引いた額

- (2) 事業費から自治組織負担金を差し引いた額が補助限度額を超える場合で、国県等補助金が補助限度額以内のときは補助限度額から国県等補助金を差し引いた額とし、国県等補助金が補助限度額を超えるときは負担しない。

(事業の実施)

第 8 条 代表者は、年度計画の承認を受けた後でなければ、補助対象事業を実施できない。

(補助金の交付申請)

第 9 条 代表者が、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容に関するもの
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類

(補助金の交付決定)

第 10 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは交付の決定をするとともに、補助金交付決定書（様式第 6 号）により、速やかに代表者に通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 11 条 代表者は、年度計画に基づく事業が終了したときは、事業実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、事業終了の日から 30 日経過した日又は事業実施の翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 活動報告及び成果を証する書類
- (2) 収支決算書
- (3) 活動拠点施設等利用状況報告書
- (4) その他活動結果に関するもの

2 市長は、提出された事業実績報告書により目標達成度等の評価（以下「目標達成度評価」という。）をし、この評価結果を踏まえて、必

要に応じ自治組織に対して指導を行うことができるものとする。

(補助金額の確定)

第 12 条 市長は、前条の報告を受け、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、代表者に補助金確定通知書（様式第 8 号）により通知しなければならない。

(補助金の交付の時期)

第 13 条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において確定した額がすでに交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(筑後市補助金交付規則の適用)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関しては、筑後市補助金交付規則（昭和 48 年規則第 10 号）の規定を適用する。

(庶務)

第 15 条 事業に関する庶務は、総務部まちづくり課において処理する。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(委員会の特例)

2 第 4 条第 1 項第 7 号に規定する委員会に係る公募による市民代表人数は、平成 17 年 3 月 31 日までの間、「4 人以内」とあるのは、「5 人以内」とする。

3 委員会委員の初回の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後のちっご「ふれあいの里づくり」事業実施要綱の規定は、平成15年7月1日から適用する。

## 別表（第7条関係）

事業の内容	対象経費	補助率等
「ふれあいの里づくり」計画に基づく地域活動拠点施設等整備事業	工事費、用地費、補償費、工事雑費、その他地域活動に必要な器具、器材等施設等整備に必要な経費	補助率は <b>10/10</b> 以内とし、市が補助する金額は補助限度額以内 ただし、予算の範囲内とする。

様式第1号（第3条関係）

# ちっご「ふれあいの里づくり」計画

（〇〇〇地区）

年 月策定

〇〇〇自治組織  
代表 〇〇〇〇

1. ○○地域の現況

2. ○○地域の課題

3. ○○地域の将来像

4. ○○地域の行動計画

5. ○○地域活動拠点施設等整備計画

6. 収支計画

7. その他

- (1) 自治組織規約
- (2) 自治組織図
- (3) 事業計画策定の経過
- (4) その他参考となる資料

様式第2号（第3条関係）

## ちっこ「ふれあいの里づくり」計画承認書

筑 第 号  
年 月 日

様

筑後市長 (印)

年 月 日付をもって申請のあったちっこ「ふれあいの里づくり」計画（○地区）について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

### 記

1. 計画名

2. 計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 地域活動拠点施設等整備補助金限度額

4. 地域活動拠点施設等整備補助金交付予定時期

5. 承認条件

- (1) 計画の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 計画を中止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 計画の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第3号（第3条関係）

年度  
ちっご「ふれあいの里づくり」年度計画  
(〇〇〇地区)  
年 月策定

〇〇〇自治組織  
代表 〇〇〇〇

1. ○○地域ちっこ「ふれあいの里づくり」計画に定める将来像

2. 平成○○年度行動計画

3. 平成○○年度地域活動拠点施設等整備計画

4. 平成○○年度収支予算

5. その他

- (1) 平成○○年度年度計画策定の経過
- (2) その他参考となる資料

様式第4号（第3条関係）

## ちっご「ふれあいの里づくり」年度計画承認書

筑 第 号  
年 月 日

様

筑後市長 (印)

年 月 日付をもって申請のあった〇〇〇〇年度ちっご「ふれあいの里づくり」年度計画（〇〇地区）について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

### 記

1. 計画名

2. 計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 〇〇地区ちっご「ふれあいの里づくり」計画期間  
年 月 日 ～ 年 月 日

4. 地域活動拠点施設等整備補助金限度額

承認 年 月 日付 筑 第 号  
限度額 円

5. 既交付地域活動拠点施設等整備補助金

円（ 年 月 日交付）

6. 承認条件

- (1) 計画の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 計画を中止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 計画の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第5号（第9条関係）

ちっご「ふれあいの里づくり」年度計画（〇〇地域）  
地域活動拠点施設等整備事業補助金交付申請書

年 月 日

筑後市長 様

申請者の住所  
氏名（名称）

印

年度ちっご「ふれあいの里づくり」年度計画（〇〇地域）地域活動拠点施設等整備事業について補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

## 記

1	ちっご「ふれあいの里づくり」計画名	
2	ちっご「ふれあいの里づくり」計画期間	
3	ちっご「ふれあいの里づくり」計画承認年月日	
4	地域活動拠点施設等整備事業補助金限度額	
5	既交付補助金額及び交付年月日	
6	交付を受けようとする地域活動拠点施設等整備事業名	
7	交付を受けようとする補助金の額	
8	計画の目的及び内容	
9	年度計画の執行に関する収支計画及び事業計画	

様式第6号（第10条関係）

ちっご「ふれあいの里づくり」年度計画（〇〇地域）  
地域活動拠点施設等整備事業補助金交付決定書

筑 第 号  
年 月 日

様

筑後市長  
(印)

年 月 日付をもって申請のあった 年度ちっご「ふれあいの里づくり」年度計画（〇〇地域）地域活動拠点施設等整備事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1	ちっご「ふれあいの里づくり」計画名	
2	ちっご「ふれあいの里づくり」計画期間	
3	ちっご「ふれあいの里づくり」計画承認年月日	
4	地域活動拠点施設等整備事業補助金限度額	
5	既交付補助金額及び交付年月日	
6	交付決定地域活動拠点施設等整備事業名	
7	補助金内示額	
8	補助金交付予定時期	

9 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他ちっご「ふれあいの里づくり」事業実施要綱及び筑後市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第7号（第11条関係）

## ちっご「ふれあいの里づくり」年度計画事業実績報告書

年 月 日

筑後市長 様

申請者の住所  
氏名（名称）

印

年 月 日付をもって承認のあった 年度ちっご「ふれあいの里づくり」  
年度計画（〇〇地区）について、下記のとおり報告します。

### 記

1. 計画名
2. 計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日
3. ちっご「ふれあいの里づくり」計画（〇〇地区）期間  
年 月 日 ～ 年 月 日
4. 事業の実施状況
  - (1) 活動報告及び成果を証する書類
  - (2) 収支決算書
  - (3) 地域活動拠点施設等利用状況報告書
5. 地域活動拠点施設等整備補助金の交付決定額と精算額
  - (1) 補助金限度額  
承認 年 月 日付 筑 第 号  
限度額 円
  - (2) 既交付補助金額  
円（ 年 月 日交付）
  - (3) 交付可能補助金額  
円
  - (4) 平成〇〇年度交付決定額と精算額  
補助金の交付決定額  
円  
(補助金の既交付額)  
円  
補助金の精算額  
円

様式第8号（第12条関係）

**ちっご「ふれあいの里づくり」年度計画（〇〇地域）  
地域活動拠点施設等整備事業補助金確定通知書**

筑 第 号  
年 月 日

様

筑後市長  
(印)

年 月 日付の 年度ちっご「ふれあいの里づくり」年度計画（〇〇地区）  
事業実績報告書により、 年度ちっご「ふれあいの里づくり」年度計画（〇〇地域）地  
域活動拠点施設等整備事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

## 記

1	ちっご「ふれあいの里づく り」計画名	
2	ちっご「ふれあいの里づく り」計画期間	
3	ちっご「ふれあいの里づく り」計画承認年月日	
4	地域活動拠点施設等整備事 業補助金限度額	
5	既交付補助金額及び交付年 月日	
6	交付決定地域活動拠点施設 等整備事業名	
7	補助金確定額	

## 8 補助条件

- (1) ちっご「ふれあいの里づくり」事業実施要綱及び筑後市補助金交付規則の定めを遵守  
すること。